

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された、  
請願第 9 号 太陽光発電設置に伴う土地への残土埋立による造成工事計  
画に対し、和歌山県に許可しないよう、強い働きかけを求め  
る請願について

を審査するため、12 月 11 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一  
致で採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

### 記

請願第 9 号の主旨は、大野地内において民間事業者が太陽光発電の設置  
を計画しているが、設置予定場所は素晴らしい自然にあふれ、農業用水の  
源流があり、大野地域にとって重要な場所である。工事業者による説明会  
が 2 度開催されたが、その内容は不十分なもので、地元住民の不安を一層  
煽るものであり、全員が計画に反対していることから、和歌山県に対し、  
開発の許可をしないよう強く働きかけるよう求めるものである。

委員から、請願紹介議員に対し、工事業者による説明内容が極めて不十  
分であったとはどういうことか とのただしがあり、地元住民による質問  
に對し的確な答弁がなかった。また、土砂搬入についてどこからどのよう  
な土砂を搬入するかについて説明がなかった、と聞いている との答弁が  
ありました。

委員から、当局に対し、当局が把握している現状について ただしがあ  
り、当該計画については、県に対して林地開発許可の事前協議中であると  
聞いている。なお、県から市に対し法律に基づく照会があった場合、地元  
同意のないものについては賛成することはない。また、県においても、知  
事は林地開発許可について地元同意のないものは受け付けないと明言して  
いる との答弁がありました。

受付ないという扱いにするとはっきりと担当部局にそういうことを言っている。市としても地元の方の意を組みまして、県のほうにも受付ないということを書いていきたいというふうに思う。との答弁がありました。